

財形積立定期預金規定（一般財形）変更履歴

【改定日 令和6年8月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
<p>5. 利息</p>	<p>5. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を同規定第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第6項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p>	<p>5. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を同規定第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第6項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p>	<p>中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しました。</p>